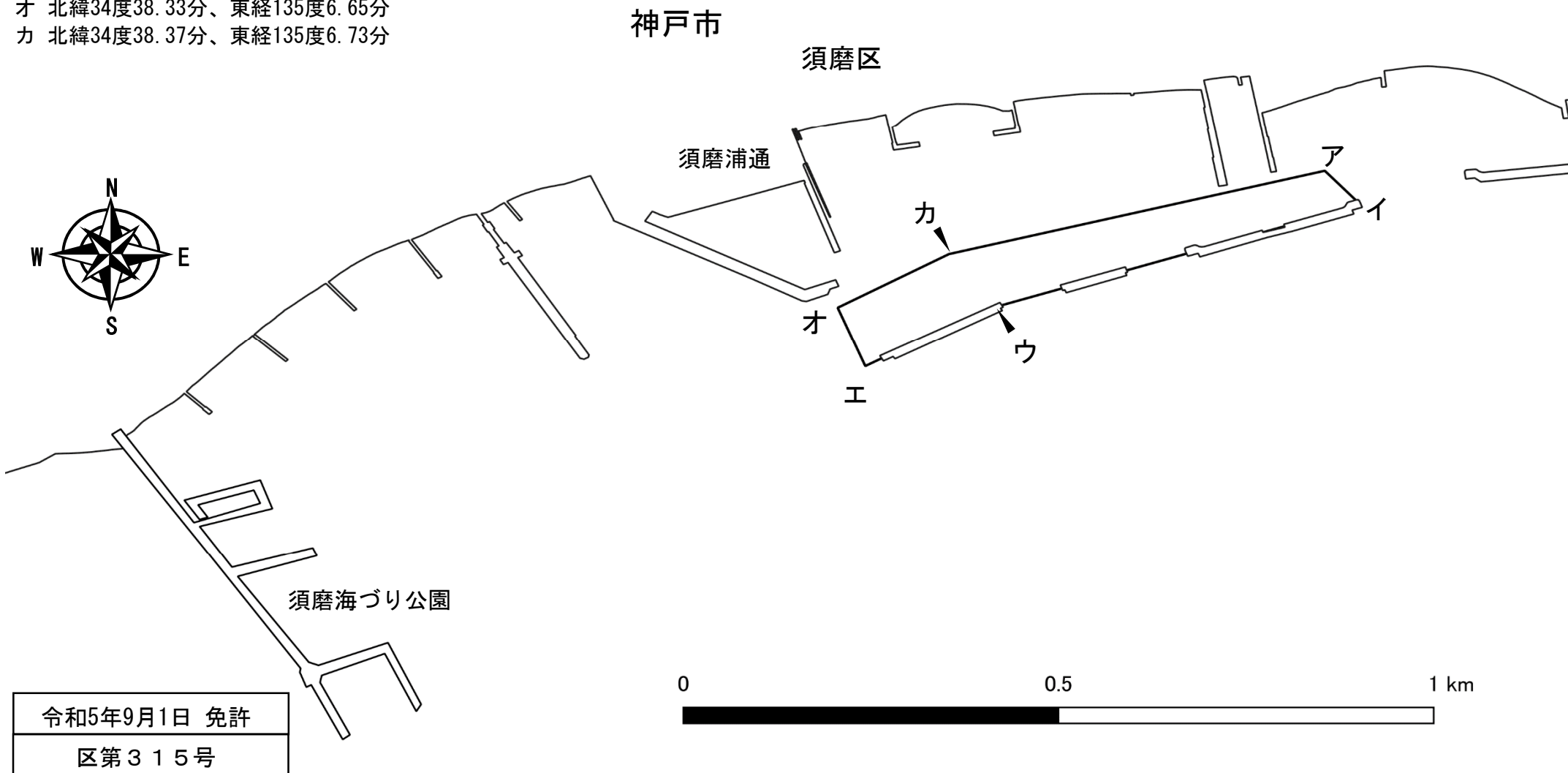


免許番号 区第315号  
漁場の位置 神戸市須磨区須磨浦通地先  
漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを結んだ線によって囲まれた区域

点の位置

ア 北緯34度38.43分、東経135度7.00分  
イ 北緯34度38.40分、東経135度7.02分  
ウ 北緯34度38.33分、東経135度6.75分  
エ 北緯34度38.28分、東経135度6.67分  
オ 北緯34度38.33分、東経135度6.65分  
カ 北緯34度38.37分、東経135度6.73分



1	表 示				表示 番号	表 示	
1	免許年月日	令和5年9月1日	存続 期間	令和5年9月 1日から 令和10年8月31日まで	1	左記のとおり漁業権の設定を登録する。 令和5年9月1日	
	漁 場	別紙漁場図のとおり					
	漁業の種類	第1種区画漁業 小割式魚類養殖業		1月1日から12月31日まで			
	主な漁獲物						
	漁業の時期						
制 限 又 は 条 件	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる 標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期中に行わなければならない。						
漁 業 権 区			先 取 特 権 区		抵 当 権 区		入 漁 権 区
順位 番号	事 項		順位 番号	事 項		順位 番号	事 項
1	神戸市垂水区平磯三丁目1番10号 神戸市漁業協同組合 のため漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日						
海 区	兵庫県瀬戸内海海区		免許番号	区第315号		摘 要	